

固定資産税の課税誤りについて

1 概要

本年4月、所有していない家屋の固定資産税が課税されているとの問い合わせがあり、調査したところ、誤って他人の家屋の固定資産税を課税していることが判明したもの。

2 原因

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税するため、前年中の登記異動を課税台帳システムに反映させる処理を行うが、本件は、平成25年中に相続により登記異動のあった家屋1棟について所有権移転の処理をした際、誤って相続していない他人の家屋1棟についても所有権移転の処理をしたため、所有者でない方に課税していたもの。

3 誤って課税していた税額等

期間 平成26年度～令和7年度（12年間）

税額 199,600円

4 対応

誤って課税していた方及び所有者の方には速やかにお詫びし、返還及び納付に御了解をいただいた。

《返 還》 平成26年度～令和6年度（11年間分） 228,234円

本税：183,000円 ＋ 還付加算金：45,234円

※令和7年度分は税額更正を行い、年額16,600円を減額

《納 付》 令和3年度～令和7年度（5年間分） 83,000円

本税：83,000円 （地方税法により5年間分のみ遡及）

5 再発防止

現在、登記所（青森地方法務局）から通知される土地建物登記済通知書（紙媒体）を基に、職員が手作業で課税台帳システムへ入力しており、課税誤りを防止するための複数人でのチェック体制の強化を行う。

また、ヒューマンエラー防止や業務効率化等を図るため、登記所からの登記異動情報について、電子データで提供を受け、課税台帳システムに直接取り込む処理の自動化について検討する。